



2025/12/09 17:04 現在の情報です。

茨城県水戸市城南二丁目7番5号
株式会社ケースホールディングス

会社法人等番号	0500-01-000897		
商 号	ギガスケーズデンキ株式会社	平成16年 4月 1日変更	
		平成16年 4月 1日登記	
	株式会社ケースホールディングス	平成19年 2月28日変更	
		平成19年 3月 6日登記	
本 店	茨城県水戸市柳町一丁目13番20号		
	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	令和 4年 8月 1日移転	
		令和 4年 8月 4日登記	
電子提供措置に関する規定	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。	令和 4年 9月 1日設定	
		令和 4年 9月13日登記	
公告をする方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 https://www.ksdenki.co.jp/	平成30年 6月27日変更	
		平成30年 7月10日登記	
会社成立の年月日	昭和55年9月22日		
目 的	1. 電気製品、石油器具、ガス器具、消火器、冷暖房機器の販売並びに附帯工事及び修理 2. 時計、カメラ、計量機器、光学機器、医療機器、通信機器、電話、携帯電話、教育機器、事務用機器、コンピューター機器の販売及び修理並びに写真の現像、各種鍵の加工 3. 磁気テープ、レコード、コンパクトディスク、レーザーディスク、楽器、遊戯機器、玩具、家具、室内装飾品、厨房台所用品、衣料品、靴、はきもの、鞆、袋物、雨具、寝具類、文具、書籍、スポーツ用品、釣用品、健康器具、事務用品、日用雑貨品、給排水器具、衛生用器具、建築資材、木材、塗料、金物、機械工具器具の販売 4. 前各号商品のレンタル業 5. 石油製品の販売、自動車、自転車、ヨット、モーターボート及びその部品・用品の販売並びに整備 6. 小動物、ペット用品、園芸用植物、園芸用品、肥料、飼料、燃料、農薬、毒物劇物の販売 7. 医薬品、医薬部外品、医療用器具、介護機器、介護用品、化粧品、度量衡計量器の販売 8. 貴金属、宝石、美術工芸品、装身具、眼鏡の販売 9. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業並びにそのソフトウェアの開発、販売、リース、レンタル事業 10. 飲食料品、米穀類、酒類、塩、煙草、喫煙具、郵便切手、収入印紙、観劇券、鑑賞券、プリペイドカード、テレホンカード、商品券、高速道路通行券等の販売並びに委託取次業務 11. 古物の売買 12. 保育所および託児所等の経営 13. 労働者派遣事業 14. 旅行業法に基づく旅行業 15. 出版物の発行及び販売 16. 建築工事、空調設備、電気水道工事、通信設備工事、管工事、消防施設工事、造園工事、室内装飾工事の設計監理及び請負施工 17. 駐車場の経営 18. 薬局、喫茶店、飲食店、遊戯場、スポーツ施設、文化教室の経営 19. 不動産の賃貸、売買、仲介及び管理業 20. 市外電話通信回線利用加入者の募集に関する代理店業務 21. 電気通信事業法に定める電気通信事業 22. 損害保険代理店業 23. 生命保険の募集に関する業務 24. 消費者金融、販売信用等の消費者信用に関する事業 25. 電気、ガス、水道、電話等の利用料金払込金の受入れ取扱い及び引越		

	並びに宅配便の取次業務 26. コインランドリー及びクリーニング業の経営 27. 産業廃棄物の収集、運搬並びに再生処理事業 28. 倉庫業及び貨物運送事業 29. 店舗・飲食店等の商業施設の開発及び商業用地の開発造成等の不動産の有効利用に関する企画、分析、調査、設計並びにコンサルティング業務 30. 各種自動販売機の設置委託取次業務 31. 前記関連各種企業に対し、前各号の商品の販売、経営指導及び業務受託 32. 前各号に附帯又は関連する一切の業務 平成30年 6月27日変更 平成30年 7月10日登記	
単元株式数	100株	
発行可能株式総数	5億2000万株	平成30年 4月 1日変更
		平成30年 4月13日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2億2500万株	令和 3年 3月31日変更
		令和 3年 4月 6日登記
	発行済株式の総数 2億株	令和 5年 3月31日変更
		令和 5年 4月 6日登記
	発行済株式の総数 1億9000万株	令和 5年12月29日変更
		令和 6年 1月10日登記
	発行済株式の総数 1億7500万株	令和 7年 3月31日変更
		令和 7年 4月 7日登記
資本金の額	金181億2595万5474円	平成30年 8月31日変更
		平成30年 9月11日登記
新株の引受権の付与に関する規定	当会社は、取締役又は従業員に商法第280条ノ19第1項の規定による新株引受権を付与することができる。	
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 平成17年10月 3日変更 平成18年 4月 6日登記	
役員に関する事項	取締役 平 本 忠	令和 3年 6月29日重任
		令和 3年 7月13日登記
	取締役 平 本 忠	令和 4年 6月29日重任
		令和 4年 7月 4日登記
	取締役 平 本 忠	令和 5年 6月29日重任
		令和 5年 7月 6日登記
	取締役 平 本 忠	令和 6年 6月27日重任
		令和 6年 7月 9日登記
	取締役 平 本 忠	令和 7年 6月27日重任
		令和 7年 7月 9日登記
	取締役 大 坂 尚 登	令和 3年 6月29日重任
		令和 3年 7月13日登記
	取締役 大 坂 尚 登	令和 4年 6月29日重任
		令和 4年 7月 4日登記
	取締役 大 坂 尚 登	令和 5年 6月29日重任
		令和 5年 7月 6日登記
	取締役 大 坂 尚 登	令和 6年 6月27日重任

取締役	大坂尚登	令和 6 年 7 月 9 日登記
		令和 7 年 6 月 2 7 日重任
		令和 7 年 7 月 9 日登記
取締役	鈴木一義	令和 3 年 6 月 2 9 日重任
		令和 3 年 7 月 1 3 日登記
		令和 4 年 6 月 2 9 日退任
		令和 4 年 7 月 4 日登記
取締役	水野恵一	令和 3 年 6 月 2 9 日重任
		令和 3 年 7 月 1 3 日登記
取締役	水野恵一	令和 4 年 6 月 2 9 日重任
		令和 4 年 7 月 4 日登記
取締役	水野恵一	令和 5 年 6 月 2 9 日重任
		令和 5 年 7 月 6 日登記
		令和 6 年 6 月 2 7 日退任
		令和 6 年 7 月 9 日登記
取締役	吉原祐二	令和 3 年 6 月 2 9 日重任
		令和 3 年 7 月 1 3 日登記
取締役	吉原祐二	令和 4 年 6 月 2 9 日重任
		令和 4 年 7 月 4 日登記
取締役	吉原祐二	令和 5 年 6 月 2 9 日重任
		令和 5 年 7 月 6 日登記
取締役	吉原祐二	令和 6 年 6 月 2 7 日重任
		令和 6 年 7 月 9 日登記
取締役	吉原祐二	令和 7 年 6 月 2 7 日重任
		令和 7 年 7 月 9 日登記
取締役	水谷太郎	令和 3 年 6 月 2 9 日重任
		令和 3 年 7 月 1 3 日登記
取締役	水谷太郎	令和 4 年 6 月 2 9 日重任
		令和 4 年 7 月 4 日登記
取締役	水谷太郎	令和 5 年 6 月 2 9 日重任
		令和 5 年 7 月 6 日登記
取締役	水谷太郎	令和 6 年 6 月 2 7 日重任
		令和 6 年 7 月 9 日登記
取締役	水谷太郎	令和 7 年 6 月 2 7 日重任
		令和 7 年 7 月 9 日登記
取締役	浅井和嘉子（徳田和嘉子） （社外取締役）	令和 3 年 6 月 2 9 日就任
		令和 3 年 7 月 1 3 日登記
取締役	浅井和嘉子（徳田和嘉子）	令和 4 年 6 月 2 9 日重任

(社外取締役)		令和 4 年 7 月 4 日登記
取締役	浅井和嘉子 (徳田和嘉子)	令和 5 年 6 月 2 9 日重任
(社外取締役)		令和 5 年 7 月 6 日登記
		令和 6 年 6 月 2 7 日退任
		令和 6 年 7 月 9 日登記
取締役	保 村 美 也 子	令和 4 年 6 月 2 9 日就任
		令和 4 年 7 月 4 日登記
取締役	保 村 美 也 子	令和 5 年 6 月 2 9 日重任
		令和 5 年 7 月 6 日登記
取締役	保 村 美 也 子	令和 6 年 6 月 2 7 日重任
		令和 6 年 7 月 9 日登記
取締役	保 村 美 也 子	令和 7 年 6 月 2 7 日重任
		令和 7 年 7 月 9 日登記
取締役	瀬 谷 和 史	令和 6 年 6 月 2 7 日就任
		令和 6 年 7 月 9 日登記
取締役	瀬 谷 和 史	令和 7 年 6 月 2 7 日重任
		令和 7 年 7 月 9 日登記
取締役	松本史子 (佐藤史子)	令和 6 年 6 月 2 7 日就任
(社外取締役)		令和 6 年 7 月 9 日登記
取締役	松本史子 (佐藤史子)	令和 7 年 6 月 2 7 日重任
(社外取締役)		令和 7 年 7 月 9 日登記
取締役・監査等 委員	高 橋 比 沙 子	令和 3 年 6 月 2 9 日重任
(社外取締役)		令和 3 年 7 月 1 3 日登記
		令和 5 年 6 月 2 9 日退任
		令和 5 年 7 月 6 日登記
取締役・監査等 委員	文 堂 弘 之	令和 3 年 6 月 2 9 日重任
(社外取締役)		令和 3 年 7 月 1 3 日登記
		令和 5 年 6 月 2 9 日退任
		令和 5 年 7 月 6 日登記
取締役・監査等 委員	堀 延 也	令和 3 年 6 月 2 9 日就任
		令和 3 年 7 月 1 3 日登記
取締役・監査等 委員	堀 延 也	令和 5 年 6 月 2 9 日重任
		令和 5 年 7 月 6 日登記
		令和 7 年 6 月 2 7 日退任
		令和 7 年 7 月 9 日登記
取締役・監査等 委員	萩 原 慎 二	令和 3 年 6 月 2 9 日就任
(社外取締役)		令和 3 年 7 月 1 3 日登記

取締役・監査等 委員 萩原慎二	令和 5年 6月29日重任
(社外取締役)	令和 5年 7月 6日登記
取締役・監査等 委員 萩原慎二	令和 7年 6月27日重任
(社外取締役)	令和 7年 7月 9日登記
取締役・監査等 委員 上浦陽子(水嶋陽子)	令和 5年 6月29日就任
(社外取締役)	令和 5年 7月 6日登記
取締役・監査等 委員 上浦陽子(水嶋陽子)	令和 7年 6月27日重任
(社外取締役)	令和 7年 7月 9日登記
取締役・監査等 委員 谷萩寛子	令和 5年 6月29日就任
(社外取締役)	令和 5年 7月 6日登記
取締役・監査等 委員 谷萩寛子	令和 7年 6月27日重任
(社外取締役)	令和 7年 7月 9日登記
取締役・監査等 委員 岡部誠司	令和 7年 6月27日就任
	令和 7年 7月 9日登記
茨城県水戸市吉田3059番地の2 代表取締役 平本忠	令和 3年 6月29日重任
	令和 3年 7月13日登記
茨城県水戸市吉田3059番地の2 代表取締役 平本忠	令和 4年 6月29日重任
	令和 4年 7月 4日登記
茨城県水戸市吉田3059番地の2 代表取締役 平本忠	令和 5年 6月29日重任
	令和 5年 7月 6日登記
茨城県水戸市吉田3059番地の2 代表取締役 平本忠	令和 6年 6月27日重任
	令和 6年 7月 9日登記
茨城県水戸市吉田3059番地の2 代表取締役 平本忠	令和 7年 6月27日重任
	令和 7年 7月 9日登記
茨城県日立市田尻町七丁目14番14号 代表取締役 吉原祐二	令和 6年 6月27日就任
	令和 6年 7月 9日登記
茨城県日立市田尻町七丁目14番14号 代表取締役 吉原祐二	令和 7年 6月27日重任
	令和 7年 7月 9日登記
会計監査人 有限責任あずさ監査法人	令和 3年 6月29日重任
	令和 3年 7月13日登記
会計監査人 有限責任あずさ監査法人	令和 4年 6月29日重任
	令和 4年 7月 4日登記
会計監査人 有限責任あずさ監査法人	令和 5年 6月29日重任
	令和 5年 7月 6日登記
会計監査人 有限責任あずさ監査法人	令和 6年 6月27日重任
	令和 6年 7月 9日登記

	会計監査人 有限責任あずさ監査法人 令和 7 年 6 月 2 7 日重任 令和 7 年 7 月 9 日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 令和 1 年 6 月 2 6 日設定 令和 1 年 7 月 1 1 日登記
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。 令和 1 年 6 月 2 6 日変更 令和 1 年 7 月 1 1 日登記
新株予約権	第1回新株予約権（株式報酬型） 新株予約権の数 634個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 6万3400株 ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の翌日以降、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率 また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。 なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。 新株予約権を行使することができる期間 平成26年7月15日から平成56年7月14日まで 新株予約権の行使の条件 ① 新株予約権者は、当社または各当社子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目日が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。 ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、権利行使することができる。 ③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 ① 新株予約権者が権利行使をする前に、前記「新株予約権の行使の条件」の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。 ② 当社は、以下イ、ロ又はハの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。 イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案 ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案 平成26年 7月14日発行 平成26年 7月24日登記
	第2回新株予約権（株式報酬型） 新株予約権の数 171個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 1万7100株 ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の翌日以降、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成27年7月14日から平成28年7月13日まで

新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当社または各当社子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目日が休日となる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、権利行使することができる。

③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

① 新株予約権者が権利行使する前に、前記「新株予約権の行使の条件」の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、以下イ、ロ又はハの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

平成27年 7月13日発行

平成27年 7月23日登記

第3回新株予約権（株式報酬型）

新株予約権の数

420個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 4万2000株

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の翌日以降、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成28年7月12日から平成29年7月11日まで

新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当社の取締役および上席執行役員または各当社子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社における当該地位のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目日が休日となる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、権利行使することができる。

③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

① 新株予約権者が権利行使をする前に、前記「新株予約権の行使の条件」の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 当社は、以下イ、ロ又はハの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

平成28年 7月11日発行

平成28年 7月22日登記

第4回新株予約権（株式報酬型）

新株予約権の数

757個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 7万5700株

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の翌日以降、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成29年7月19日から平成59年7月18日まで

新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当社の取締役および上席執行役員または各当社子会社の取締役の地位に基づき割当を受けた新株予約権については、当該会社における当該地位のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、権利行使することができる。

③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

① 新株予約権者が権利行使をする前に、前記「新株予約権の行使の条件」の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、以下イ、ロ又はハの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

平成29年 7月18日発行

平成29年 7月27日登記

第5回新株予約権（株式報酬型）

新株予約権の数

1614個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 16万1400株

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の翌日以降、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
払込を要しない

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により
交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに
各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成30年7月18日から平成60年7月17日まで

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の取締役および上席執行役員または各当社子会社の
取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社
における当該地位のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日
目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株
予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、権利行使することがで
きる。

③その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契
約に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①新株予約権者が権利行使する前に、前記「新株予約権の行使の条件」の定
め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった
場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無
償で取得することができる。

②当社は、以下イ、ロ又はハの議案につき当社の株主総会で承認された場合
（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当
社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができ
る。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

平成30年 7月17日発行

平成30年 7月26日登記

第17回新株予約権

新株予約権の数

5808個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 58万800株

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）、株式併合を行う場合、それ
ぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を
調整するものとする。ただし、この調整は新株予約権のうち当該時点で権
利行使をしていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調
整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

また、上記のほか、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は
その算定方法」欄に定める1株当たりの払込金額の調整事由が生じた場合、
当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

金10万8700円

（i）新株予約権発行後、次の（a）または（b）の事由が生ずる場合、それ
ぞれ次の算式により1株当たり払込金額を調整し、調整により生ずる1円
未満の端数は切り上げる。

（a）当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

（b）当社が時価を下回る価格で新株の発行または自己株式を処分する場合
（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される取得条項付株式
もしくは当社に対して取得を請求できる取得請求権付株式、当社普通株式の
交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）
の行使並びに転換社債の転換の場合は除く。）

既発行株式数 × 1株当たり
新規発行株式数 × 払込金額

調整後払込金額 = $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{調整前払込金額}} \times 1\text{株当たり時価}$

既発行株式数 + 新規発行株式数

①上記算式における「時価」は、下記（i i）に定める「調整後払込金
額を適用する日」（以下「適用日」という。）に先立つ45取引日
に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の
最終価格（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（最終価格のない
日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満少数第2位まで
算出し、少数第2位を四捨五入する。

②上記算式において、「既発行株式数」とは、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社普通株式の発行済株式総数から当社が当該日において自己株式として保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。ただし、払込金額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の払込金額の算出にあたり使用すべき「既発行株式数」が公正妥当に算定できる場合にはその「既発行株式数」を使用するものとする。

③自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(ii) 調整後払込金額を適用する日は、次に定めるところによる。

(a) 上記(i) (a)に従い調整を行う場合の調整後払込金額は、株式分割の場合は、基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後払込金額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記ただし書きに定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権の行使により発行又は移転される株式の数を、以下「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を発行又は移転する。この場合、1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\begin{array}{rcl} \text{発行・移転} & & \text{分割前行} \\ \text{株式数} & = & \text{使株式数} \\ & & \text{調整後払込金額} \end{array}$$

(b) 上記(i) (b)に従い調整を行う場合の調整後払込金額は、払込期日の翌日以降（株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降）、これを適用する。

(iii) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で、払込金額を調整するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

令和3年7月1日から令和4年6月30日まで

新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合（死亡の場合を除く。）はこの限りでない。

(2) 新株予約権者は、権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権割当の日以降、当社の就業規則に基づく減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。

(3) 新株予約権の質入その他の処分及び相続は認めない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 下記に定める取得条項判定日において、対応する取得条項判定期間の最終価格の平均値（取引が成立しない日を除く。また、1円未満の端数は切り捨てる。）が行使価額の60%を下回った場合、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当社は、当該日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

A 取得条項判定日（取得条項判定期間）

令和1年9月30日（新株予約権の割当日の翌日から令和1年9月30日まで）

B 取得条項判定日（取得条項判定期間）

令和1年12月31日（令和1年10月1日から令和1年12月31日まで）

C 取得条項判定日（取得条項判定期間）

令和2年3月31日（令和2年1月1日から令和2年3月31日まで）

D 取得条項判定日（取得条項判定期間）

令和2年6月30日（令和2年4月1日から令和2年6月30日まで）

E 取得条項判定日（取得条項判定期間）

令和2年9月30日（令和2年7月1日から令和2年9月30日まで）

F 取得条項判定日（取得条項判定期間）

令和2年12月31日（令和2年10月1日から令和2年12月31日まで）

G 取得条項判定日（取得条項判定期間）

令和3年3月31日（令和3年1月1日から令和3年3月31日まで）

H 取得条項判定日（取得条項判定期間）

令和3年6月30日（令和3年4月1日から令和3年6月30日まで）

(2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株

予約権の全部を無償で取得することができる。

(3) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(4) 新株予約権者が権利行使する前に、当社及び当社子会社の取締役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得する。

令和 1 年 7 月 1 6 日 発行

令和 1 年 7 月 2 6 日 登記

令和 4 年 7 月 1 日 行使期間満了

令和 4 年 7 月 4 日 登記

第 6 回新株予約権 (株式報酬型)

新株予約権の数

7 5 4 個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 7 万 5 4 0 0 株

ただし、新株予約権を割り当てる日 (以下、「割当日」という。) の翌日以降、当社が普通株式につき、株式分割 (当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。) 又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨払込を要しない

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

令和 1 年 7 月 1 7 日から令和 3 1 年 7 月 1 6 日まで

新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当社の取締役および上席執行役員または各当社子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社における当該地位のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 1 0 日 (1 0 日目が休日に当たる場合には翌営業日) を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、権利行使することができる。

③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

① 新株予約権者が権利行使する前に、前記「新株予約権の行使の条件」の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、以下イ、ロ又はハの議案につき当社の株主総会で承認された場合 (株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会で承認された場合) は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

令和 1 年 7 月 1 6 日 発行

令和 1 年 7 月 2 6 日 登記

第 1 8 回新株予約権

新株予約権の数

5 1 6 6 個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 5 1 万 6 6 0 0 株

なお、当社が株式分割 (株式無償割当を含む)、株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は新株予約権のうち当該時点で権利行使をしていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 (又は併合) の比率

また、上記のほか、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は

その算定方法」欄に定める1株当たりの払込金額の調整事由が生じた場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

金15万1000円

- (i) 新株予約権発行後、次の(a)又は(b)の事由が生ずる場合、それぞれ次の算式により1株当たり払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

- (a) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{1}$$

- (b) 当社が時価を下回る価格で新株の発行または自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される取得条項付株式もしくは当社に対して取得を請求できる取得請求権付株式、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使並びに転換社債の転換の場合は除く。)

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{1 \text{株当たり}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1 \text{株当たり時価}}$$

- ① 上記算式における「時価」は、下記(i i)に定める「調整後払込金額を適用する日」(以下「適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の最終価格(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(最終価格のない日を除く。)とする。

なお、「平均値」は、円位未満少数第2位まで算出し、少数第2位を四捨五入する。

- ② 上記算式において、「既発行株式数」とは、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社普通株式の発行済株式総数から当社が当該日において自己株式として保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。ただし、払込金額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の払込金額の算出にあたり使用すべき「既発行株式数」が公正妥当に算定できる場合にはその「既発行株式数」を使用するものとする。

- ③ 自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (ii) 調整後払込金額を適用する日は、次に定めるところによる。

- (a) 上記(i) (a)に従い調整を行う場合の調整後払込金額は、株式分割の場合は、基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後払込金額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
なお、上記ただし書きに定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権の行使により発行又は移転される株式の数を、以下「分割前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を発行又は移転する。この場合、1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{発行・移転株式数} = \frac{\text{調整前払込価額} - \text{調整後払込価額}}{\text{分割前行使株式数}} \times \text{使株式数}$$

- (b) 上記(i) (b)に従い調整を行う場合の調整後払込金額は、払込期日の翌日以降(株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降)、これを適用する。

- (iii) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で、払込金額を調整するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

令和4年7月1日から令和5年6月30日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当なる理由のある場合(死亡の場合を除く。)はこの限りでない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権割当の日以降、当社の就業規則に基づく減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
- (3) 新株予約権の質入その他の処分及び相続は認めない。

	会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 (1) 下記に定める取得条項判定日において、対応する取得条項判定期間の最終価格の平均値（取引が成立をしない日を除く。また、1円未満の端数は切り捨てる。）が行使価額の60%を下回った場合、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当社は、当該日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。 A 取得条項判定日（取得条項判定期間） 令和2年9月30日（新株予約権の割当日の翌日から令和2年9月30日まで） B 取得条項判定日（取得条項判定期間） 令和2年12月31日（令和2年10月1日から令和2年12月31日まで） C 取得条項判定日（取得条項判定期間） 令和3年3月31日（令和3年1月1日から令和3年3月31日まで） D 取得条項判定日（取得条項判定期間） 令和3年6月30日（令和3年4月1日から令和3年6月30日まで） E 取得条項判定日（取得条項判定期間） 令和3年9月30日（令和3年7月1日から令和3年9月30日まで） F 取得条項判定日（取得条項判定期間） 令和3年12月31日（令和3年10月1日から令和3年12月31日まで） G 取得条項判定日（取得条項判定期間） 令和4年3月31日（令和4年1月1日から令和4年3月31日まで） H 取得条項判定日（取得条項判定期間） 令和4年6月30日（令和4年4月1日から令和4年6月30日まで） (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。 (3) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができる。 (4) 新株予約権者が権利行使する前に、当社及び当社子会社の取締役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得する。	
		令和 2年 7月14日発行
		令和 2年 7月22日登記
	令和5年7月1日行使期間満了	令和 5年 7月 6日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査等委員会設置会社に関する事項	監査等委員会設置会社 令和 1年 6月26日設定	令和 1年 7月11日登記
重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある 令和 1年 6月26日設定	令和 1年 7月11日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年 8月21日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年 5月23日移記

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。

